

ごかのお知らせ (No.494)

お知らせ

11月は児童虐待防止推進月間です

(健康福祉課)

児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。

地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

◆児童虐待とは

「そんなつもりはなかった…」
と思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類

に分けられています。

①身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

②性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など

③ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気で

も病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど

④心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの前でDVなど

◆虐待が疑われる子どもの様子

子どもの様子から、次の項目にいくつか当てはまる場合は、児童虐待の可能性を考える必要があります。

○親が迎えに来ても、帰りたくなさそう

○親に異常にベタベタしたり、逆に無関心だったり

○職員にベッタリだったり、逆に警戒心が強すぎたり

○びくびくした態度・反応

○友達に対し、すぐに手が出る

○季節にそぐわなかったり、いつも汚れた衣服を着ている

○身長や体重の伸びが悪い、虫歯が多い

◆虐待かと思ったら

☎189 (いちやぐ)

お近くの児童相談所につながります。

連絡者や、連絡内容に関する秘密は守られます。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84) 0006 (直通)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済証明書(普通徴収分を交付します)

(町民税務課)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告または、年末調整等で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書または口座振替)で納付した方は、平成28年中の納付額を記載した「納付額証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引)分は含まれていませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納付額について、電話によるお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※納税義務者(被保険者)本人、同一世帯の方が来庁する場合

以外は委任状が必要となります。

○交付場所

・国民健康保険税納付証明書
町民税務課 ③窓口

・後期高齢者医療保険料納付証明書
町民税務課 ③窓口

・介護保険料納付証明書
健康福祉課 ⑥窓口

○交付開始日

11月8日(火)から
(ただし、土、日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

○お問い合わせ

・町民税務課 税務G
☎(84) 1966 (直通)

・健康福祉課 高齢者支援G
☎(84) 0006 (直通)

個人事業税第二期分の納付をお願いします

(町民税務課)

個人で事業を行っている方は、一定の所得を超えた場合に、個人事業税が課税されます。

第二期分の納付書を11月中旬に送付しますので、必ず11月30日(水)の納期限までに納めるようお願いいたします。

○お問い合わせ

茨城県筑西市税務事務所境支所
☎(87) 1120